

半田市文化財保存活用地域計画作成支援業務 業務仕様書

令和8年4月9日修正

1 委託業務名

半田市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託

2 業務の目的

半田市において、市内に存在する未指定を含む文化財について、周辺環境を含めた状況を把握したうえで総合的に保存・活用するための計画を定める「半田市文化財保存活用地域計画」を作成するため、その支援業務を委託する。当計画は令和9年12月の文化庁の認定を目指す。

3 委託期間

契約日から令和10年3月31日まで

4 計画の概要

(1) 位置付け

- ①当市の文化財を総合的に保存・活用するための計画として位置付ける。
- ②作成した計画は、文化財保護法に基づき、文化庁の認定申請を行うものとする。

(2) 計画期間

令和10年度から令和19年度まで（10年間）

(3) 計画の構成

文化庁の指針に準拠する

5 業務内容

本計画は、令和7年度から3ヶ年計画で作成の予定で進めており、令和7年度は、策定前の下準備として計画骨子(案)に基づく文化庁協議や第1回半田市文化財保存活用地域計画協議会を開催した。令和8年度から具体的な策定作業に入る予定としており、以下の計画作成支援業務について委託する。

【令和8年度：業務委託1年度目】

(1) 事前把握

①情報収集

国の文化財行政の方針をふまえ、半田市総合計画や観光、産業、景観施策等の内容を確認し、文化財等に関連する施策の基本的な方向性を確認するとともに、既存データから、市内の自然環境や社会環境、歴史的背景を整理し、特性を抽出する。

②文化財資源の確認・候補の掘り起し

市内の未指定を含めた文化財について、既存の半田市誌等の刊行物や調査報告書を確認し

情報を整理することで文化財資源を確認・リスト化するとともに、保存・活用対象とする文化財の掘り起こしをする。

(2) 文化財リスト作成のための調査の実施

①ヒアリング調査

自治区や文化財の関係団体・関係者及び有識者に対してヒアリング調査を実施し、文化財の所在について把握する。

②現地調査

文献調査やヒアリング調査結果を踏まえ、所在不明の文化財について、現地踏査を実施し、リストの精査を行う。

(3) 計画作成にあたって課題の抽出

上記の調査結果及び市が独自で実施する歴史文化に関するアンケート調査結果等を踏まえ、半田市の歴史文化に関する現況を整理し課題を抽出する。

(4) 半田市文化財保存活用地域計画素案及び案の作成

(3) で出された課題を踏まえ、文化財の保存・活用に関する将来像、方針、措置を検討し、計画の素案及び素案を深化させた案を作成する。

当市と協議のうえ、必要な図表（地図、グラフ等）を作成する。

また、計画の素案及び案の内容についての文化庁と当市の協議（3回を予定）および、文化庁による現地指導（1回を予定）に立ち会う。

(5) 半田市文化財保存活用地域計画協議会の支援及び打ち合わせ

文化財保存活用地域計画を作成するための協議会の運営について、資料作成、出席、議事要旨の作成を行う。また、作成作業を円滑に進めるための打ち合わせを事務局や関係機関と綿密に実施する。なお、協議会は、令和8年度は年間3回の開催を予定する。

(6) 中間報告書の作成

調査で得られた成果や計画作成作業での検討結果を整理して中間報告書を作成し、関係機関に報告するとともに、次の年度の作成作業へとつなげる資料とする。

(7) 成果品

- 〔1〕 中間報告書 1部
- 〔2〕 文化財リスト 1部
- 〔3〕 半田市文化財保存活用地域計画素案 1部

- 〔4〕半田市文化財保存活用地域計画案 1部
- 〔5〕上記資料の電子データ（CD-ROMなど） 1部

【令和9年度：業務委託2年度目】

（1）文化財リストの精査、補足調査

令和8年度の調査で漏れていた文化財の追加及び内容の精査を行い、リストのブラッシュアップを図る。

（2）半田市文化財保存活用地域計画協議会の支援及び打ち合わせ

文化財保存活用地域計画を作成するための協議会の運営について、資料作成、出席、議事要旨の作成を行う。また、作成作業を円滑に進めるための打ち合わせを事務局や関係機関と綿密に実施する。なお、協議会は、令和9年度は年間1回の開催を予定する。

（3）文化財保存活用地域計画最終版（文化庁認定申請用）の作成

令和8年度に作成した計画案をもとに文化庁の認定を受けるために提出する「半田市文化財保存活用地域計画」の最終版を取りまとめる。

当市と協議のうえ、必要な図表（地図、グラフ等）を作成する。

また、計画の素案及び案の内容についての文化庁と当市の協議（1回を予定）に立ち会う。

（4）成果品

- 〔1〕文化財リスト（精査、補足調査版） 1部
- 〔2〕半田市文化財保存活用地域計画（最終版） 1部
- 〔3〕上記資料の電子データ（CD-ROMなど） 1部

以上